

お知らせ
農業ひろさきは
今月号より、横
組み・左開きに
リニューアルい
たしました。

★ ★ ★ 農業ひろさき ★ ★ ★

2012年5月1日 (第75号)
(平成24年5月1日)

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036-8551
弘前市大字上白銀町1-1
☎(0172) 40-7104

各地域の「人と農地の問題」を解決しましょう！

市では、後継者不足や耕作放棄地の増加など「今後、地域農業をどうしていくのか」という「人と農地の問題」を解決するための計画「人・農地プラン」を策定する予定です。この「人・農地プラン」に、各地域における新規就農者、農地集積の協力者として記載された方は、以下の給付金等の交付を受けることができます。



	青年就農給付金	
	準備型	経営開始型
対象者	県が指定する先進農家等で研修を受ける新規就農者	平成20年4月以降に独立・自営就農した方、または今後独立・自営就農する方
対象要件	就農予定時の年齢が原則45歳未満であること等	独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であること等
交付金	年間150万円（最長2年間） ※研修の修了後1年以内に就農しなかった場合等、条件により、返還となることがあります。	年間150万円（最長5年間） ※前年の所得が250万円を超えた場合等、条件により、交付停止となることがあります。
その他		親元に就農してから5年以内に経営継承する場合は、対象となります。

	農地集積協力金	
	経営転換協力金	分散錯圃解消協力金
対象者	地域の中心となる農業者への農地集積に協力する方で、米や大豆などの土地利用型農業から経営転換する農業者、リタイアする農業者等	地域の中心となる農業者への農地集積に協力する方
対象要件	農業者戸別所得補償制度の加入者であること	
	全ての自作地を地域の中心となる農業者へ貸し付けること等	自作地を地域の中心となる農業者へ貸し付けること等
交付金	貸し付けを行った面積に応じて30万円～70万円	貸し付けを行った面積10%当たり5,000円
その他	遊休農地の保有者は、交付対象者から除かれます。	遊休農地は、交付対象農地から除かれます。

※「人・農地プラン」の策定には、「誰が地域農業の中心となるか」、「農地集積をどのように進めるか」などについて、あらかじめ各集落・地域で話し合いをしていただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 農政課農業振興係 ☎35-1111内線581

雪害による補助事業の申込み期限延長のお知らせ

本紙4月1日号に掲載しました雪害による補助事業の申込み期限を下記のように変更します。詳しくは、下記へお問い合わせください。



事業名	農業用ハウス雪害対策事業費補助	雪害対策りんご園地融雪等事業費補助
◆申込み期限	[平成24年4月27日(金)期限] から [平成24年9月28日(金)期限] に変更	[平成24年4月27日(金)期限] から [平成24年5月31日(木)期限] に変更
■申込み・問い合わせ先	農政課農産係 (市役所新館4階) ☎40-7102	りんご課生産振興係 (市役所新館6階) ☎40-7105

平成24年度市単独補助事業について



りんご課では、下表の補助事業を実施します。下表に記載されている
補助事業の活用をお考えの方は、問い合わせ先へご連絡ください。

■問い合わせ先
りんご課(市役所新館6階) ☎40-7105

事業名	事業内容	主な採択基準	補助対象経費	補助率
農産物・加工品販売パッケージ等製作支援事業	農家が自ら生産した農作物や加工品を直売所等で販売するためのラベルやダンボール等の製作費に補助する。	農作物や加工品等を消費者にアピールするためのラベルやダンボール等の製作費であること。	ラベルやダンボール等の製作費	1/2以内 (上限は100,000円/1件)
りんご農家直売活動支援事業	りんご農家が組織する団体が自ら生産したりんごを臨時販売所やスーパー等で自ら販売するための経費に補助する。	自ら生産したりんごを臨時販売所やスーパーで自ら販売するための経費であること。	りんごの直売に要する経費(旅費、消耗品費、土地の使用料など)	1/2以内 (上限は150,000円/1件)
りんご販路拡大支援事業	市内の旅館・ホテル業者が、りんごやりんご加工品を使用した料理等を宿泊客等へ提供する際の、りんご・りんご加工品の購入費用に対して補助する。	旅館・ホテル及び旅館等で組織する団体が市内に住所のある農業者、市内に主たる事務所があるりんご販売業者・加工品販売業者からりんご・りんご加工品を購入し宿泊客等に提供すること。	りんご等の購入経費 ・弘前産のりんご ・青森県産のりんごを原料としたりんごジュース、りんご加工品の購入経費	2/5以内
りんご凍霜害防止体制確立事業	降霜被害の防止による一層の安定生産を目的に、降霜地帯のりんご生産者団体が行う燃焼資材または散布剤の導入に要する経費に対し補助する。	3戸以上の農業者で組織する団体であること。	燃焼資材導入費 散布剤導入費	1/3以内 燃焼資材 (上限は10,500円/10㍎) 散布剤 (上限は600円/10㍎)
りんご病虫害防除対策事業	農業使用を削減するための、交信攪乱剤の購入費と、りんご園に隣接し病虫害発生原因となるニセアカシア等の立木伐採費用に対し補助する。	3戸以上の農業者で組織する団体であること。	・交信攪乱剤購入費 ・立木伐採費用	1/2以内
りんご園防風網張替事業	気象災害からの恒常的な防護策として、果樹共済加入者を対象に防風網の張替に要する経費に対し補助する。	果樹共済加入者であること。	防風網の購入設置代金	上限2,000円/㍎
農作業支援雇用対策事業 (スマイルアップ・ルモデル事業)	人手不足解消のため、りんご農家が新規に作業員を雇用した場合、その研修期間に要する賃金を補助する。 ◆りんご農家の方へ…ハローワークや農協・りんご協会等に求人登録をしてください。また、雇用計画がまとまりましたら、りんご課へご連絡ください。 ◆りんご農家で働いてみたい方へ…ハローワークや農協・りんご協会等に求職者登録をしてください。 ※雇用を開始する前に無料職業紹介所への登録をしても、紹介所を通さず直接雇用した場合は補助の対象にならないのでご注意ください。	新規雇用者は、ハローワークや農協・りんご協会等の無料職業紹介所を通して雇用すること。	摘果・袋掛け・袋はぎ・着色手入れ・収穫の5作業について、各5日間の研修期間中の賃金	100% (上限は6,000円/日)

※ 平成24年度りんご園改植事業の募集については、あらためて周知します。

平成24年度環境保全型農業直接支払交付金について

国は地域の環境改善に効果が高まる取組を推進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組む農業者等に支援を実施します。

◆対象者 次の要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者、集落営農

- ①エコファーマーの認定を受けていること(特例措置あり)
- ②農業環境規範に基づく点検を行っていること

◆支援対象取組 別表のとおり

◆交付金額 8,000円/10㍎

◆申請期限 7月2日(月)まで

■提出・問い合わせ先 農政課農産係(市役所新館4階)
☎35-1111内線586

別表：支援対象取組

- (1) 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と以下のいずれかの取組を組み合わせた取組
- ①主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組
 - ②主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組
 - ③園地に麦類や牧草等を作付けする取組
 - ④冬期間の水田に水をはる取組(降雪前と雪解後に分けて水をはる場合も可)
- (2) 有機農業(化学肥料・農薬を使用しない取組)

*上記のほか、県の特認取組が対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

農業用排水路の「水利権放棄届」の提出について

個人や水利組合などの水路管理者が機能管理している用排水路で、都市化の進展により、水田などの受益地がなくなった水路については、「公共用財産の水利権放棄届」を提出していただき、水路の管理を市に引き継ぐことができます。詳しい手続きについては、下記へお問い合わせください。

なお、土地改良区が管理している用排水路については、土地改良区へおたずねください。

■問い合わせ先 農村整備課管理係(市役所新館4階) ☎40-7103

食産業連携共同プロジェクトの募集について

県では、商品開発で生じるリスクを軽減するため、農業者と食品製造業者等が「連携」して作った加工試作品を買い上げる「食産業連携共同プロジェクト」を実施する農業者や食品製造業者等を5月31日まで募集しています。

買い上げる量は、製造1工程でできる量とし、35万円以内です。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室企画班
☎32-1131内線262

空き農家住宅を有効活用しませんか

「空き農家住宅の所有者」を市内の「新規就農者及び新規就農希望者」へ紹介し有効活用をお手伝いします。

市では、市内の農村集落にある空き農家住宅の情報収集及び情報提供を行い、新規就農者や新規就農希望者の空き農家住宅への定住をすすめ、円滑な就農を支援するなど農村地域の活性化を図ることを目的とした「ひろさき農家住宅情報バンク」をスタートします。

この情報バンクは、空き農家住宅の所有者と利用希望者が情報を登録し、利用希望者への情報提供を円滑に行うことを想定しています。興味のある方は、下記へお問い合わせください。

◆情報収集・提供対象地区

東目屋、船沢、高杉、裾野、新和、石川、岩木、相馬の8地区

■問い合わせ先 農政課農業振興係(市役所新館4階) ☎35-1111内線581、582

お問い合わせください



りんご花まつり

期間：5月6日(日)~20日(日)
場所：りんご公園(清水富田字寺沢)

りんごの花が咲き誇るりんご公園で、ねぶた運行や岩木山お山参詣など『津軽の四季』を演出したイベントなどを盛りだくさんに用意しております。ご家族やお友達と是非おいでください。



◆イベントのご案内 りんご娘のライブ、ねぶた運行、お山参詣、津軽三味線の演奏、ミニSL運行(無料)など

※実施するイベントは期間中でも異なりますので、実施日についてはお問い合わせください。また、各イベントは天候等により変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ先 りんご課(市役所新館6階) ☎40-7105

弘前市農業経営安定対策利子助成金について

市では、平成22年夏の高温の影響によるりんご等収穫量の減少により、農業経営が悪化した農業者の方が経営安定の目的で下記融資機関から借り入れた資金に対して、利子助成します。

◆融資機関	①つがる弘前農業協同組合 ②相馬村農業協同組合 ③津軽みらい農業協同組合 ④株式会社青森銀行 ⑤株式会社みちのく銀行 ⑥東奥信用金庫 ⑦青い森信用金庫
◆利子助成率	0.5%
◆利子助成の手続き	助成手続きについて、融資機関が上記①~③の場合は融資機関に従ってください。④~⑦の場合は下記にお問い合わせください。
■問い合わせ先	農政課農業振興係(市役所新館4階) ☎35-1111内線581

農地流動化情報(新規)

申出区分	略図	農地の所在	利用状況	面積	希望賃借料
貸したい	366	鬼沢字山ノ越	原野	78.05a	交渉次第

■取扱窓口及び問い合わせ先

- ①農業委員会農地係(市役所新館4階) ☎35-1111内線489
- ②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎35-1111内線611
- ③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎35-1111内線841



ストップ! 農作業事故

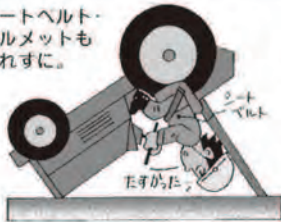
春の農作業安全運動実施中!(4月1日~5月31日)

運動の重点

- ①高齢者の事故多発!
農作業は焦らず、急がず、慎重に!!!
- ②ほ場への出入りや傾斜地は要注意
転落・転倒を防ごう!
- ③機械点検時にはエンジン停止
機械への巻き込まれに注意!



シートベルト・ヘルメットも忘れずに。



弘前市における農作業事故発生件数は県内第1位(平成18年~23年)

市町村別発生件数は17件で県内第1位です。また、死者数は10人で、機種別ではスピードブレーキ、軽トラック、乗用型トラクター、乗用型草刈機が各2人、高所作業台車、転落が各々1人となっています。

どんなに忙しくてもあせらず、特に機械作業は基本操作の確実な実施により、安全に作業しましょう。

農業委員会委員選挙人名簿登録者数確定

3月31日、農業委員会委員選挙人名簿が確定しました。登録者数は昨年より404人減の2万8235人となっています(弘前地区443人減、岩木地区82人増、相馬地区43人減)。

この名簿は、平成24年3月31日から平成25年3月30日までに行われる農業委員会に関する選挙に使用されることになります。

地 区	登録者数(人)			地 区	登録者数(人)		
	男	女	計		男	女	計
旧市・堀越	777	850	1,627	裾 野	1,397	1,483	2,880
和徳・豊田	1,160	1,277	2,437	新 和	1,224	1,278	2,502
千 年	1,007	1,123	2,130	石 川	952	1,068	2,020
清 水	904	887	1,791	岩木(1)	1,103	1,216	2,319
藤 代	883	959	1,842	岩木(2)	971	1,028	1,999
東 目 屋	635	684	1,319	相 馬	848	878	1,726
船 沢	805	846	1,651	合 計	13,602	14,633	28,235
高 杉	936	1,056	1,992	(うち法人)	(14)	(4)	(18)

地 籍 調 査

『地籍』は土地の『戸籍』です!

「地籍調査」は、土地登記の単位である「筆」ごとに、所有者・地番・地目及び境界の調査と測量を行い、「地籍図」や「地籍簿」を作成する事業です。

皆さんの財産である土地の保全に万全を期するため、調査にご協力をお願いします。

◆土地所有者へのお願い

- ①あらかじめ隣接する土地の所有者と土地の境界を確認しておいてください。
- ②土地の境界が雑草などで確認しにくい場所は、刈り払いを行うなど明らかにしておいてください。
- ③立会いの通知は登記名義人に送付しますので、売買などがあり、まだ登記の済んでいない場合は、早めに登記手続きをしておいてください。

◆平成24年度地籍調査実施予定地…土堂字早川・長瀬、藤代字平田・広田、石渡字玉水・大保、石渡一丁目

◆調査面積…1.97平方キロメートル(197㌔)

■問い合わせ先 農村整備課地籍調査係(市役所新館4階)

☎40-7103



地籍調査の進め方

- 5月中旬 ○土堂町会集会所、藤代公民館、船沢公民館で説明会開催※
- 6月上旬 ○現地調査開始
 - ・立会通知書(はがき)の送付
現地調査の対象地や立ち会いの日程、集合場所のお知らせ
 - ・現地調査当日※
立会通知書のとおり集合(本人が立会できない場合は代理人)
 - ・現地調査後
測量を行い、地籍図・地籍簿を作製

25年2月中旬から ○作製した地籍図・地籍簿の閲覧※(農村整備課で20日間実施)

3月上旬 ○閲覧の結果、異議がなければ県の認証を経て法務局へ

調査結果に基づき登記簿を訂正

地籍図は公図として法務局に備え付け

「※」の際には、本人の参加、立会、確認が必要です。